

平成26年

第1回柳泉園組合議会定例会会議録

平成26年2月26日開会

柳泉園組合議会

平成26年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・施政方針	4
・行政報告	4
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	1 5
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	1 7
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	1 9
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 2
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 2
・議案第6号（上程、説明、採決）	5 0
○閉 会	5 1

平成26年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成26年2月26日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 施政方針
5. 行政報告
6. 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
7. 議案第2号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
8. 議案第3号 平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算(第3号)
9. 議案第4号 平成26年度柳泉園組合経費の負担金について
10. 議案第5号 平成26年度柳泉園組合一般会計予算
11. 議案第6号 柳泉園組合助役の選任の同意について

1 出席議員

- | | |
|-----------|----------|
| 1番 野島武夫 | 2番 近藤誠二 |
| 3番 村山順次郎 | 4番 大友かく子 |
| 5番 坂井かずひこ | 6番 小林たつや |
| 7番 斉藤あき子 | 8番 小西みか |
| 9番 渋谷けいし | |

2 関係者の出席

- | | |
|------|-------|
| 管理者 | 並木克巳 |
| 副管理者 | 渋谷金太郎 |
| 副管理者 | 丸山浩一 |
| 助役 | 森田浩 |

会計管理者	荒島久人
清瀬市都市整備部ごみ減量推進課長	門田尚典
東久留米市環境部長	小林尚生
西東京市みどり環境部長	湊宏志

3 事務局・書記の出席

総務課長	新井謙二
施設管理課長	中村清
技術課長	佐藤元昭
技術課主幹	鳥居茂昭
資源推進課長	千葉善一
施設管理課長補佐	足立淳史
書記	宮寺克己
書記	横山雄一
書記	小林光一
書記	押切悦子

午前 9時56分 開会

○議長（野島武夫） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成26年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（野島武夫） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、2月19日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります村山順次郎議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） おはようございます。

2月19日（水曜日）、代表者会議が開催され、平成26年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

平成26年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月26日、本日1日

限りいたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告いたします。

次に、「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第8、議案第3号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

次に、「日程第9、議案第4号、平成26年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第10、議案第5号、平成26年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので一括議題として質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

次に、「日程第11、議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同意について」を採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。

なお、代表者会議において、柳泉園組合議会におけるパソコン等の取り扱い、また資料要求の手続について議論いたしましたが、いずれにつきましても引き続き検討を行うということになりましたので、あわせて御報告いたします。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（野島武夫） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（野島武夫） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第3番、村山順次郎議員、第4番、大友かく子議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（野島武夫） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） 本日、平成26年柳泉園組合議会第1回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えましてそれぞれお忙しい中、議員の皆様方におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

去る1月28日、柳泉園組合管理者に就任いたしました東久留米市長の並木克巳であります。前任者でございました馬場前管理者より事務を引き継ぎ、微力ではございますが、当組合のため、議会の皆様方の御理解と御協力を賜りまして、組合事業の円滑な推進と諸課題に全力を挙げて対応する考えでございますので、よろしくお願い申し上げます。

本日の定例会におきましては、御案内のとおり、条例及び平成26年度予算案など6件の議案を御提案申し上げさせていただいております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

まず施政方針を行います。

○管理者（並木克巳） それでは、施政方針を述べさせていただきます。

平成26年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、平成26年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

近年、廃棄物行政をめぐる状況は大きく変貌しております。

国においては、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、一昨年「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」、小型家電リサイクル法を制定しました。また、昨年は、国境を越えて広がる水銀汚染と健康被害を防ぐため、水銀の輸出や含有製品の販売を原則として禁じる「水銀条約」が国際会議で採択されました。

関係市においては、ごみの減量をさらに推進するため、容器包装プラスチックの分別収集及び資源化が実施され、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法への対応を行っております。また、小型家電リサイクル法への対応についても既に行われております。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から、最終処分に係る負担を軽減するため可能な限り資源化を図ってまいります。また、地球温暖化対策の推進も視野に入れ、節電をするとともに効率的な発電を行うなど、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の安全で衛生的な処理を安定的に行うよう努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金について申し上げます。

歳入については、事業系一般廃棄物の搬入量が増加したことから、ごみ処理手数料収入が増、クリーンポートにおいて可燃ごみの焼却量が増加したことにより、余剰電力の売り払い収入が増となります。また、平成25年度のごみ処理手数料収入、電力売り払い収入や資源回収物の売り払い収入が増となることから繰越金が増となり、負担金以外の歳入は前年度に比べ7,000万円ほど増となりました。

一方、歳出においては、クリーンポートの建設に伴い借り入れた起債の償還が一部終了することから、公債費は大幅に減となります。しかし、クリーンポートは竣工後13年を経過しており、経年劣化による腐食などが著しく、緊急に補修を行う必要があり、これらの補修箇所を必要最小限に行うことによる経費、また消費税の引き上げに伴う経費などにより、負担金にかかわる歳出は前年度に比べ2,000万円ほど増額となりました。これら歳入歳出の差し引きにより、平成26年度の負担金は前年度と比べ5,056万3,000円、2.6%の減となりました。

次に、関係市との人事交流について申し上げます。

当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要で

あり、平成10年度から人事交流を行ってまいりました。しかし、退職による欠員の補充を原則行っていないことから職員数が減少しているため、清瀬市及び西東京市への交流は見合わせておりますが、東久留米市とは引き続き人事交流を行ってまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

ここ数年、定年退職及び普通退職の欠員補充のための新規職員の採用は、人件費抑制のため、原則行っておりません。この欠員分につきましては、再任用職員の積極的な活用、また嘱託職員の採用などにより対応を図ってまいりましたが、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成に配慮し、平成26年度は職員1名を採用、また定年退職者2名を新たに再任用職員として採用することを予定しております。これにより、平成26年度の職員数は、職員38人、再任用職員4人、嘱託職員6人の48人体制といたします。

次に、平成26年度の予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、依然として関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、平成24年度の決算額及び25年度の決算見込みをもとに精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、各施設の維持管理に係る維持補修費、消耗品費、光熱水費及び委託業務などの経費削減に努め、基本的に平成24年度の決算額をもとに精査した上で必要最小限の経費を計上しております。

次に、平成26年度の主要施策について申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成25年度と比較して510トン、0.8%増の6万5,142トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣はエコセメント化施設へ搬送することにより、それぞれ再利用いたしますので、焼却残渣の埋め立て計画はございません。

クリーンポートにおいては、施設の安定稼動を目的とした定期点検整備補修を毎年度計画的に実施しており、本年度は経年劣化による腐食等の著しい箇所、特に緊急性のある箇所の補修を実施いたします。

発電計画につきましては、本年度においても電力供給が不足する事態が想定されることから、平成23年の夏から実施している昼間の焼却量をふやし、夜間の焼却量を抑える運転を本年度も継続してまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、焼却残渣

及び排ガス中の放射性物質濃度の測定、敷地境界の空間線量の測定が義務づけられているため、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。また、測定結果などの情報は、広報紙「りゅうせんえんニュース」や組合のホームページを活用し、ダイオキシン類等の測定結果とあわせ公表し、情報公開を推進してまいります。

次に、不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成25年度と比較して186トン、2.5%減の7,377トンを見込んでおります。なお、関係市において、容器包装プラスチックの分別収集を開始する前の平成17年度実績と比較して、6,304トン、46.1%の減となります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理した後の硬質系プラスチック類については、固形燃料として加工した後、セメント焼成の燃料として使用し、その灰はセメント原料の一部として再利用いたします。さらに、軟質系プラスチック類及びその他可燃物はクリーンポートで焼却処理を行い、金属類等は資源物として回収することにより、不燃物の埋め立て計画はございません。

次に、資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成25年度と比較して1,296トン、15.9%減の6,872トンを見込んでおり、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包をした上で資源化いたします。さらに、資源化の難しい屑ガラスについても、建設資材等として加工し再利用することにより埋め立て計画はございません。

次に、し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成25年度と比較して152キロリットル、10.3%減の1,321キロリットルを見込んでおり、処理後の排水については1.5倍程度に希釈した上で下水道放流をいたします。

次に、厚生施設の運営につきましては、安全の確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理など、市民の皆様に快適に施設を利用していただけるように努めてまいります。

最後に、今後の組合の課題について申し上げます。

クリーンポートは稼働開始から13年が経過しており、施設の安定稼働や延命化を図るためには、大規模補修や重要機器の基幹的整備が必要であります。今後の大規模補修や基幹的整備など、その具体的な内容については現在検討しており、本年度には整備計画を策定したいと考えております。

不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画については、関係市における容器包装プラスチックの資源化や小型家電のリサイクルの状況など、当組合に搬入される不燃ごみの組成及び量

並びに粗大ごみの搬入量などを見ながら、適切な施設の規模、処理方法及び改修の実施時期につきましては関係市と連携し、協議・検討してまいりたいと考えております。

厚生施設の室内プール施設は、組合周辺地域の方々の要望により設置し、以来27年が経過しており、施設全体に老朽化が見られることから、大規模な補修をする必要があると考えております。施設の延命化を図るため、本年度は補修の必要な箇所を調査し、補修計画を策定する経費として378万円を計上しております。今後は策定した補修計画を十分精査し、大規模補修を実施したいと考えております。

また、組合運営に当たっては、中間処理施設としての役割を適切に遂行するため、クリーンポート運転管理、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設の業務の見直し及び改善を図りながら、費用対効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成26年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、平成26年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（野島武夫） 次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成25年11月から平成26年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、（1）事務の状況でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を東久留米市においては11月5日に、東村山市においては6日にそれぞれ開催し、その中で上半期における組合の施設管理運営、また放射性物質濃度測定結果等について御報告を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

11月14日に関係市で構成する事務連絡協議会、15日に管理者会議を開催し、平成25年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。また、1月6日から8日にかけて、平成26年度予算（案）について、持ち回りで関係市に対し御説明をさせていただきました。

また、1月28日には管理者会議において、東久留米市の並木市長が柳泉園組合管理者に互選されております。

続きまして、2、見学者についてでございますが、今期は12件、532人の見学者が

ございました。このうち小学校の社会科見学が5件、451人でございます。

次に、2ページの3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございます。両監査委員において11月14日に例月出納検査が行われております。

次に、6の契約の状況につきましては、今期は3件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、御参照いただければと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万8,482トンで、これは昨年同期と比較しまして106トン、0.6%の増加となっております。

内訳では、可燃ごみにつきましては4ページの表4-2のとおり1万6,488トンで、昨年同期と比較いたしまして6トン、0.04%の増加、不燃ごみにつきましては表4-3のとおり1,901トンで、昨年同期と比較しまして99トン、5.5%の増加でございます。また、粗大ごみにつきましては5ページの表4-4のとおり93トンで、昨年同期と比較いたしまして1トン、1.3%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただければと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページでございます。表6は缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,112トンで、昨年同期と比較しまして85トン、4.2%の増加となっております。

次に、9ページの2の施設の稼働状況でございます。

まず柳泉園クリーンポートの状況でございますが、11月に1号炉及び1号タービンの

定期点検整備補修が完了し、その後は順調に稼働しております。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。12月には工場内の作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。また、1月には周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中及び土壌中のダイオキシン類測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、11ページの表11-1から12ページの表11-3に記載しております。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万8,067トンで、昨年同期から女川町の災害廃棄物を除いて比較いたしますと33トン、0.2%の増加となっております。

表8から11ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載しております。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページでございます。(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。11月に定期点検整備補修、1月にバグフィルター清掃を実施し、その後、施設は順調に稼働しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,993トンで、昨年同期と比較しまして100トン、5.3%の増加となっております。

続きまして、13ページの(3)リサイクルセンターでございますが、11月に定期点検整備補修を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表13のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は2,112トンで、昨年同期と比較しまして85トン、4.2%の増加となっております。

続きまして、14ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,294トンで、昨年同期から女川町分を除いて比較いたしますと13トン、0.6%の減少となっております。搬出状況は表14に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせずに、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表15に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページ、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は330キロリットルで、昨年同期と比較しますと3キロリットル、0.9%の増加となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページの2、施設の稼働状況でございますが、今期は11月に受入槽等の清掃、1月に活性炭交換補修を実施いたしました。施設は順調に稼働してございます。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページの施設管理関係1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、まず野球場は14.4%、テニスコートは17.3%、室内プールは4.3%、浴場施設は3.6%、それぞれ利用者が増加しております。詳細につきましては表18-1及び表18-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては18ページの表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び19ページの表21に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。

○3番（村山順次郎） それでは2点ほどお聞きをしたいと思っております。

施政方針では冒頭のところで、「周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げるものです」ということで記載がございまして、管理者は新しく就任をされて、市長としての仕事もされつつ管理者としての仕事も今されているところだと思っておりますが、この柳泉園という組織あるいは機能の性格上、立地している周辺の住民の皆さんの理解というものが欠かせないと思っております。この柳泉園ができてから、職員の皆さん及び歴代の管理者の皆さんがたゆまぬ努力を続けてこられて、大歓迎というほどではないにしても地域に受け入れられているものと私も感じております。それで、管理者に就任されたところでございまして、東久留米市にとっても欠かすことのできない中間処理施設である柳泉園組合を、安定的に運営していく意味でもどういう形で周辺住民の皆さんとかかわっていかれるおつもりかという、そのお考えのところをお聞きしたいと思っております。それが1点目でございます。

それでもう1つは、行政報告にかかわるかかわらないか、やや無理やりな質問で恐縮なんですけど、前回の定例会で防災の関心の質問を幾つかさせていただきました。クリーンポートの焼却炉については、耐震性という意味では十分な機能を持っているが、ライフラインがとまった場合は稼働し続けることは難しいことですか、資料でいただきました防災計画はあるものの、東久留米市をはじめとする関係市との防災というテーマでの協議、やりとりは前回の定例会のところの段階では特にしていないということもわかったところでもあります。防災計画の資料をいただいてわかった部分もあるんですが、逆に言えばここぐらいまでのところしか具体化できていないのかなというのも新たにわかったところですけども、前回定例会以降、この防災の関係で関係市と何らかのやりとり、話し合いがされたのかどうか、その2点でお聞きをしたいと思います。

○管理者（並木克巳） それでは、近隣市との関係構築ということでございます。

この重要な施設でございますので歴史もございまして、歴代の管理者が近隣市の住民の方と関係を構築するのに御苦労をされてきましたし、丁寧に対応されてきたということは伺っております。私としましても、そういった関係構築、歴代の管理者の方々が努められてきたことを参考にしながら、しっかりと構築をしてまいりたいと考えております。

○施設管理課長（中村 清） 防災に関係することでございます。

地域防災計画はまとまっていると聞いております。その中で、組合のグラウンドは一時避難場所に指定されておるところでございますけども、ここは震災時に火災を逃れるためにグラウンドに逃げてこられる罹災者を受け入れまして、その後、小学校、中学校等の市が指定した避難場所に移動してもらうようになります。市の防災計画では基本的なフレームはできてはいますけれども、細かい部分まではまだ決まっていないようでございます。つまり、誰がどこを何を受け持つのかという、これからその辺のマニュアルづくりに入られていくのではないかと聞いておるところでございます。

また、厚生施設の災害時における罹災者対策といたしまして、その施設の活用におきましては施設に対します市側の要求、組合がとれる最大限の利用法等を詰めていって、先ほどの詳細部分までを市側と協議していかなければならないのではないかと今考えているところでございます。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

施設の周辺の住民の皆さんとの関係構築をどうされていくのかということでお聞きをしたつもりなので、もしかしたら少し食い違っているかもしれないので、もう一度そのと

ころをお聞きしたいと思います。

周辺自治会、協議会などの組織もございまして、定例的に話し合いの場を持たれているということであると思います。施政方針では厚生施設の大規模改修に向けた取り組みということもこの中ではうたわれておりまして、ここの記載にも、ごく簡潔ではありますが、4ページのところですけれども、「組合周辺地域の方々の要望により設置し」と厚生施設の設置の経過も少し触れられております。そういう意味では、より快適で使いやすい厚生施設ということは周辺地域の皆さんのお気持ちにかなったものでもあるという経過もあるわけですから、この点の対応ということも求めていきたいと思いますが、市長としてのお仕事もある中でということとは重々承知の上であえてお願いをするところではありますが、時間を割いて柳泉園の周辺の皆さんとの対話などにも取り組んでいただきたいということを思います。そこも含めてお聞きをしたいと思います。

それで、防災の関係については、詳細について協議をしていくということでございますので、それはそれとしてお願いをしたいと思います。防災のことというのは何か期限があるわけではございません。あす起こるかもしれませんし、10年間何もないかもしれませんが、一方である程度の期限を切って、その役割ですとか、できること、できないこと、これを決めていくということは必要なことと思います。中間処理施設という性格上、やはり震災発生時の廃棄物をどうしていくのかということ、いろんな大きな地震などのときにも、そうなればもう待たないになるわけですから、なかなか決め切れないものも当然あると思いますが、一方ではどういうふうなことが起こるか想定をしながら対応について関係市との協議を進めていっていただきたい。また、この厚生施設を中心とした、私は避難所としての役割も果たせるのではないかと前回提案をさせていただきましたが、その部分も含めて検討していただきたいと思います。

それで、1点確認したいんですが、いただいた資料では、地震などの震災発生時で柳泉園が一時避難場所として指定されていると。東久留米市の防災マップなどにも柳泉園が一時避難場所だよということが明記されているわけですから、場合によっては、周辺住民の皆さんの中にはそういうときには避難をされてこられる方がいらっしゃるだろうと思います。いただいた資料ではその後に、この場合でいえば小平霊園に誘導するということが規定されているんですが、そちらのほうが私は望ましいと思いますが、今の御答弁では市の指定する避難所へ誘導するという御説明もございました。これはそちらのほうが理にかなっていると思いますが、そうすると防災計画等の対応ということでいうとどちらなのか

なと思いますので、今後整理していく予定だということなのかどうか、あるいは防災計画は防災計画、でも現場の対応はこうなんだという、そういう御説明なのか、少しそのところは確認をしたいと思います。

○管理者（並木克巳） すみません、丁寧な答弁がなされなかったということでございます。近隣市との関係につきましては、近隣の自治会等の協議会等は従来どおりこれからも進めていく考えでございます。また、さまざまな意見に関しましては真摯に対応してまいりたいと考えてございます。

○施設管理課長（中村 清） ここに記載されているものに対しまして、市側の要求が当然あると思います。ですからその辺の整合性を今後とっていきたいと考えます。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 行政報告の3ページなんですけれども、古紙・布類が16.4%の増加ということになっているようなんですけれども、その理由について分析されていることがございましたら教えていただけたらと思います。

○資源推進課長（千葉善一） 古紙・布類の増加ということでございます。実際には季節的なものもございまして、柳泉園組合といたしましては、なぜふえたのか、減ったのかという原因につきまして十分調査し切れない部分もございまして。また、古紙につきましては、市で収集しそのままルートに乗せている部分と、柳泉園組合に持ち込んで流通ルートに乗せるなど、2つございまして、その時期によって各市使い分けされていることであれば、当然減ったり、またふえたりするということでございますので、組合といたしましてもそこまでの調査は難しい状況でございます。

○8番（小西みか） 3市ということなので、それぞれの市に簡単にヒアリングするのですとか、そういうことをしていただければ概要というのはつかむということも可能なのではないかと思いますけれども、この16.4%という数字が大きいかどうかという考え方自体はあるかと思いますけれども、私は割と大きい変動ではないかと思っておりますので、ぜひこういった内容についてはどういう状況があるのかということをつかんでいただけたらと思います。古紙については最近各市で、この3市の中でも持ち去り防止ということでの対応を図っておりますので、こういったことの効果という点でもこういうところの数字から見ていくということも、関連性を見るということも必要なのではないかと思いますけれども、これは要望ということで、今後そのような御対応をお願いできればと思います。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○2番（近藤誠二） 施政方針の2ページの26年度の主要施策についてというところで、可燃ごみの処理に関して書いてあるんですけども、こちらの年間搬入量が510トン、0.8%増を見込んでいると書いてあるんですけども、先ほどの話でいうとなぜ古紙がふえるかとかというのが少しわからないということなんですけど、ではこれはどういう見込みでこういうふえるとか、そういうものがわかるのかと、その辺を教えていただけたらと思います。

○技術課長（佐藤元昭） ただいまの御質問ですと、先ほどの管理者の施政方針の中でも出ていたと思うんですけども、当初予算を作成するに当たって、柳泉園組合は当然搬入量というのは大きなウエートを占めています。柳泉園組合として搬入量を予測できるかというところも難しいところもありますので、毎年関係3市から予測量をいただいて、それをもとに予算化しておりますので、関係市からいただいた数字がそのまま予算にのってくるということになりますので、柳泉園のほうとしましてはなぜふえたかということについては御答弁できないところがございます。

○2番（近藤誠二） そうすると、関係3市からの数字をもとにふえていくだろうという予測を出している、ということだと。わかりました。ありがとうございます。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（野島武夫） 「日程第6、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成25年12月、東京都人事委員会勧告に準じて、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては平成25年12月24日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、同26日に改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させて

いただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、議案第1号より5枚ほどおめくりいただき、議案第1号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらんください。

今回の条例改正は、給料月額を平均で0.2%引き下げるために別表の給料表を改めるものでございます。その別表の給料表ですが、新旧対照表は2枚目以降に記載のとおりでございます。

続きまして、附則でございます。附則の第1項、施行期日は、平成26年1月1日からでございます。

次に、附則第2項、期末手当に関する特例措置ですが、今回の給与改定にかかわる公民較差分を解消するため、平成26年3月に支給する期末手当0.2月を所要の調整分として0.02月分引き下げ、0.18月とするものでございます。また、再任用職員におきましては、0.1月を0.016月引き下げ、0.084月とするものでございます。

続きまして、附則第3項ですが、柳泉園組合助役の給与に関する条例の一部改正で、平成26年3月に支給する助役の期末手当につきましては、特例措置の規定は適用せず、0.2月を支給するものでございます。

なお、本条例の改正に当たりまして、職員組合とは平成25年12月20日に協定書を締結しております。

補足説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の

討論をお受けいたします。次に原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） ほかにありませんね。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分は、原案のとおり承認されました。

○議長（野島武夫） 「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、通勤手当に係る改正で、関係市では既に支給対象距離及び交通用具等利用者の支給額などを改正しております。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、本条例の一部改正を御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、議案第2号より2枚ほどおめくりいただき、議案第2号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらん願います。

まず、第10条、第1項の第1号から第3号ですが、通勤手当支給の対象距離について、1キロメートル以上を2キロメートル以上に改めるものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

第1項の次に、通勤手当の支給対象期間について、明文化した条文を追加するものでございます。

次に、第3項の第1号ですが、交通機関等利用者の支給額について、その上限を1月5万5,000円に改めるものでございます。

次に、第2号ですが、交通用具等利用者の支給区分及び支給月額について、条文に規定していたものを新たに別表として改正するものでございます。その改正内容につきましては、通勤距離が2キロメートル未満3,000円を支給対象外に、5キロメートル未満4,500円を2,600円に、7キロメートル未満6,000円及び10キロメートル未満7,000円を3,000円に改め、10キロメートル以上は8,000円と規定しておりましたが、55キロメートル未満までは5キロメートルごとに支給額を区分し、その上限は55キロメートル以上1万5,000円に改めるものでございます。

4ページをごらんください。こちらの表が新たに定めた別表となります。支給区分及び支給月額の改正に加え、身体に障害を有する者で歩行することが著しく困難である者の支給額について、新たに追加するものでございます。

本条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

なお、この改正による影響額は130万円ほどになります。また、本条例の改正に当たり、職員組合とは平成26年2月7日に協定書を締結しております。

補足説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第2号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第8、議案第3号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第3号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額3億7,887万8,000円に対し、歳入歳出それぞれ1億3,844万3,000円を増額し、予算の総額を3億3,732万1,000円とさせていただくため御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に決算見込み額が現予算額より大幅に増となる歳入予算を調整させていただく内容でございます。

それでは、2ページ、3ページをごらん願います。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、補正額はそれぞれ記載する金額でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書で、1、総括の歳入及び歳出につきましては、それぞれ表に記載するとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

款2使用料及び手数料、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、当初の計画量より1,690トンの搬入増が見込まれることから、6,422万円の増額でございます。

次に、款4財産収入、項1財産運用収入の52万3,000円の増額は、職員退職給与基金、環境整備基金及び施設整備基金を国債で運用したことによる利子でございます。

次に、款7諸収入、項2雑入は7,370万円の増額でございます。その内訳は、節1の資源回収物売払は缶やペットボトルの売り払い単価が上昇したことにより、その収入4,170万円の増、また、節3の電力売払は、当初の予定単価より契約単価が大幅に上昇したことにより、売払収入3,200万円の増が見込まれることによるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費は、52万4,000円の増額で、説明欄に記載の各基金の運用利子積立金でございます。

次に、款5予備費の1億3,791万9,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。ございますか。

○3番（村山順次郎） 1点だけお聞きしたいんですが、7款諸収入のところで、資源回収物売払と電力売払が当初の予測よりも大幅に上回ったということですが、今回は予測よりも収入がふえたということなので、結果的にはいいことだと思うんですが、この予測の立て方というのはどういうふうになっているのかということと、大きくふえることがあるということは逆を返せば大きく減ることもあり得るのかなとも思うんですが、そのところの仕組みを少し教えていただきたいと思います。

○資源推進課長（千葉善一） 当初の予算の立て方でございますけれども、資源物につきましては、関係市から毎年搬入予定計画をいただいております。それに基づきまして、例年ですと搬入量に対しまして、大体この程度の資源化が可能だろうという数字が出ますので、その数字に基づきまして予算計上をしております。今回の補正額につきましては、量というよりも単価が高騰したことによるものでございます。例年増減があり、前年度につきましては減額の補正、今回につきましては単価の高騰が続いており、その結果といたしまして増額の補正になっております。

○技術課長（佐藤元昭） 電力売払の関係ですけれども、こちらのほうはやはり関係3市からいただいたごみ搬入量をもとに発電計画を立てまして、2炉運転が何日なのか、3炉運転が何日なのかということで電力量を出しております。ですから、結局当初予算より単価が上がったこと及び現在でいうと搬入量もふえていることで3炉運転が多くなったことにより、売電量がふえているということになっております。

○3番（村山順次郎） 説明のところで単価の変動ということで御説明があったので、当然ごみがふえれば発電量がふえるというのは関係はわかるんですけど、単価の変動要因というのはどういうふうになるのか。そんなことがもしわかれば教えていただきたいと思います。

○資源推進課長（千葉善一） 単価の経過でございます。当然、経済状況により資源物の売り払いの金額が増減いたします。年1回にしますと増減になかなか対応できませんので、現在では缶類、ペットボトルを含めて売り払いにつきましては年4回、定期的に入札を行うことで、そのときの経済状況に合うような金額で締結させていただいております。例えば、今回のアルミ缶でございますが、当初トン当たり10万8,000円で計上させていただいており、平均単価といたしましては、4回の平均で14万6,400円、当初に比べ3万8,400円、36%の増額となっております。また、ペットボトルにつきましても、金額的には当初の予算に比べ2万1,000円弱、約45%の増額となっております。4回の平均といたしまして36～45%増加しており、それに伴って金額として全体で4,170万円の増額補正させていただいております。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、電気売払ですけども、こちらは3年前の3・11の大震災以降、原発がとまりまして電力不足が予想されることから、売電の単価が上がっております。その関係で今はかなりの売り払い金額があるわけですけども、これが原発が稼動することになると当然単価も下がってくるのが予想されますので、そこら辺の当初予算の単価の見方が難しいところでありまして、原発が動いていたころの単価にプラスアルファぐらいの予算で計上していった結果、これだけの差が出てしまったということでございます。

○3番（村山順次郎） わかりました。原発と言っていたので一言言いますが、柳泉園組合の予算からすると原発が動かないほうがプラスに動くということもあるのかなと少し感じております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって議案第3号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の質疑を終結いたします。

これより議案第3号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）に対する討

論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第3号、平成25年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（野島武夫） 休憩を閉じて再開いたします。

○議長（野島武夫） 「日程第9、議案第4号、平成26年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第10、議案第5号、平成26年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第4号、平成26年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第5号、平成26年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ30億638万7,000円で、前年度に比べ18万6,000円の減でございます。予算編成に当たりましては、関係市及び柳泉園組合を取り

巻く財政状況が極めて厳しい状況でございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、可能な限り負担金を少なくすることに努めました。なお、平成26年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

初めに、議案第5号、一般会計予算書の次に添付をしております議案第5号資料、平成26年度柳泉園組合一般会計予算資料と題した書類をごらん願います。

本資料は、平成26年度の事業計画で、予算見積もりの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げましたとおりでございます。

本資料では、議案第4号にも関連がございますので、負担金の算出方法について御説明させていただきます。

それでは、恐れ入りますが、議案第5号資料の10ページをごらんください。

柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取り扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出しております。

続きまして、11ページをごらんください。平成26年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。まず負担金の計算式は、平成26年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さらに財産的経費は公債費と公債費以外の経費に分けます。なお、負担金以外の歳入の取り扱いにつきましては財産的経費から均等割する前に差し引きをいたします。

まず、1でございます。財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を差し引きし、清瀬市及び東久留米市はそれぞれ4分の1、西東京市は4分の2の負担でございます。西東京市の4分の2の負担は、合併前の事業に係る起債でございますので、2市分の負担をしているものでございます。

次に、2は公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費から歳入を差し引きし、各市それぞれ3分の1の負担でございます。この公債費以外の経費は3市に共通する経費として、議会費、総務費の報酬及び積立金並びに厚生施設に係る経費でございます。

次に、3は経常的経費に係る負担でございます。ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。共通経費は報酬及び積立金を除く総務費と予備費の合計でございます。

ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に按分した共通経費を加え、関係市の平成24年度のごみ搬入実績量の割合で算出いたします。

次に、し尿処理費分としての負担は、し尿処理費に按分した共通経費を加え、関係市の平成24年度のし尿搬入実績量の搬入割合で算出いたします。ごみ分及びし尿分で算出した東久留米市の負担分の5%が東久留米市環境整備負担金となります。

次に、4は東久留米市環境整備負担金に係る負担で、清瀬市及び西東京市の平成24年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただいております。

次に、12ページをごらんください。5の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計で、表に記載のとおりでございます。

(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は平成26年度の繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出しております。関係市の負担金の内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、6の表は平成26年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、恐れ入りますが、一般会計予算について御説明させていただきます。

議案第5号、平成26年度柳泉園組合一般会計予算と題した書類をごらん願います。

まず初めに、一般会計予算書の2ページ、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算は款項の区分における予算で、予算額はそれぞれ記載する金額でございます。

続きまして、7ページをごらんください。7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出予算事項別明細書でございます。1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、前年度に比べ5,056万3,000円、2.6%の減でございます。各市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、前年度に比べ16万2,000円、0.3%の増でございます。各施設の使用料につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は前年度に比べ2,952万6,000円、6.6%

の増でございます。増の理由でございますが、私車の搬入量が前年度に比べ777トン増となったことによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金の246万3,000円は、焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。続きまして、12、13ページをごらんください。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の2,598万円は、職員退職給与基金を取り崩し、定年退職者1名分の退職手当に充当するものでございます。

次に、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度に比べ2,900万円、9.8%の増でございます。増の主な理由は、平成25年度の缶やペットボトルの資源回収物及び余剰電力の電力売払収入見込みが増となることによるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、前年度に比べ1,148万円、5.1%の増でございます。増の主な理由は、節2の回収鉄等売払で、不燃・粗大ごみ処理施設及び焼却残渣から回収した鉄の売り払い単価が上昇したことによる収入増、また節3の電力売払収入が前年度に比べ722万7,000円の増によるものでございます。

続きまして、16、17ページをごらんください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、前年度に比べて3,086万6,000円、16.6%の減でございます。主な減の理由でございます。節3の職員手当等で、退職手当が減となったことによるものでございます。平成25年度は特別職の退職と定年退職者2名、平成26年度は定年退職者1名でございますので、その退職手当の差でございます。

続きまして、18、19ページをごらんください。

目2総務管理費は前年度に比べて240万4,000円、3.0%の増でございます。増の主な理由は、節19の負担金、補助及び交付金で、説明欄記載の東久留米市環境整備負担金が増となったことによるものでございます。

次に、目3施設管理費は前年度に比べて168万8,000円、4.3%の増でございます。増の主な理由は、節11の需用費で、20ページ、21ページをごらんください。説明欄記載の修繕料（一般）で、庁舎関係の修繕料が増となったことによるものでございます。

次に、目4厚生施設管理費は、前年度に比べ571万4,000円、4.4%の増でございます。増の主な理由は、節11の需用費で、22、23ページをごらんください。説明欄記載の修繕料（一般）で、テニスコート3面の補修費の増、また、節13委託料では、説明欄記載の厚生施設整備に関わるコンサルタント業務及び設計業務委託で、この事業は、

昭和61年に開設した室内プール施設においては全体的に老朽化が見られることから、施設の延命化を図るため、その補修計画及び基本設計を専門業者に委託する経費が増となったことによるものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、前年度に比べ673万6,000円、2.6%の減でございます。主な減の理由は、正規職員1名が減となることによるものでございます。

続きまして、目2ごみ管理費は、前年度に比べ2億3,234万4,000円、28.5%の増でございます。増の主な理由でございますが、節11需用費の修繕料で、説明欄記載の修繕料（定期点検）が前年度に比べ2億2,415万6,000円増となるもので、これは毎年実施している定期点検整備のほかに、経年劣化による腐食等が著しい箇所のうち、特に緊急性のある箇所を定期点検整備とあわせて補修を行うことによるものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをごらんください。

目3不燃ごみ等管理費は、前年度に比べ661万8,000円、3.8%の減でございます。減の主な理由は、節13の委託料で、説明欄記載の粗大ごみ処理施設運転業務委託が925万2,000円減となるもので、これは前年度3カ年の長期継続契約の入札を行ったことから、本年度はその契約金額を計上したことによるものでございます。

次に、目4資源管理費は、前年度に比べ718万5,000円、6.2%の増でございます。主な増の理由は、節11需用費の修繕料で、説明欄記載の修繕料（定期点検）が前年度に比べ619万2,000円増となるもので、これはリサイクルセンターの缶系列にかかわるシュート部分の腐食が著しいことから、交換補修を行うことによるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをごらんください。

目5し尿管理費は、前年度に比べ276万1,000円、5.8%の減でございます。減の主な理由は、節11需用費の修繕料で、し尿の搬入量の減少に伴い、施設の点検整備内容を見直したことより、点検整備補修費が減となったことによるものでございます。

次に、款4公債費、項1公債費は、元金、利子を合わせて2億454万7,000円、21%の減でございます。減の主な理由は、クリーンポートの建設に伴い、平成10年度分として借り入れた起債の償還が完済することによるものでございます。

次に、款5予備費は前年度に比べ200万円、1.1%の増でございます。増の主な理由は、予備費には私車処分費精算予定額として1億6,465万1,000円が含まれており、

その精算予定額が増となったことによるもので、純然たる予備費は約2,000万円で、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、30ページをごらんください。30ページから33ページまでは給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、34ページをごらんください。こちらにおきましては地方債に関する調書でございます。内容は記載のとおりでございます。

続きまして、クリーンポートの緊急補修箇所説明資料につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、本会議資料の平成26年度クリーンポート緊急補修箇所説明資料をごらんください。

クリーンポートは竣工後14年目に入り、各機器に経年劣化等により早急に修理しなければならない箇所が発生しております。安全、安定、効率的かつ適正にごみ処理を行うため、通常定期点検整備補修のほかに5カ所の設備について補修を行いたいと考えております。

では、1ページをごらんください。

対象機器であるごみホッパシュート、主灰シュート、灰クレーン、灰積出ホッパ、押込用蒸気式空気予熱器の位置図でございます。

それでは、補修箇所について御説明いたします。

2ページをごらんください。ごみホッパシュートでございます。

ごみホッパシュートは水冷式になっており、内側の鉄板はごみ投入による経年摩擦等で、厚さ9ミリあったものが場所によっては1ミリ以下になっております。また、荷重受架台も一部水冷式のため、さびによる腐食が発生しております。水漏れにより焼却炉内に水が入り込むと燃焼状態が悪化し、排ガス中のCO濃度、ダイオキシン濃度等の排出基準を遵守できなくなります。排出基準値をオーバーすることになれば即時焼却停止ということになります。このような事態を招かぬよう、水循環部の内側鉄板4面並びにホッパシュートを取り外さないと補修ができない荷重受架台の交換補修を行います。

続きまして、3ページをごらんください。主灰シュートでございます。

主灰シュートの下部は、水封式の灰押出機の貯め水と接触していること及び焼却灰による高温環境により腐食が全体に発生し、部分補修ができない状態となっております。主灰シュートは焼却炉と連結しており、水封されることで焼却炉内圧力を負圧に保っております。

す。穴あき等により、開口部から外部空気の吸い込みにより排ガス流量の増大並びに誘引ファンに負荷がかかり、トリップするおそれがあることから主灰シュートの交換補修を行います。

続きまして、4ページをごらんください。灰クレーンでございます。

灰クレーンは、灰ピットにたまった水分を含んだ焼却灰から発生する湿気による腐食、また経年劣化による傷みが見受けられます。また、灰クレーンは予備機がなく、使用不能になりますとエコセメント化施設への搬出ができなくなります。このような事態を招かぬように、灰クレーンの一部部品の交換補修を行いたいと思っております。そのほかの機器に関しましては、段階的に整備していきたいと考えております。

5ページをごらんください。灰積出ホッパでございます。

灰積出ホッパは、水分を含んだ主灰と薬剤処理された飛灰による腐食により、全面交換が必要です。また、竣工時にはなかった焼却灰異物除去装置を広域の関係で設置したことにより、クレーンバケットをプラットホームにおろすことができない状態であります。クレーンバケットをプラットホームにおろせないということは、整備のときに重量物の荷物の荷揚げ、荷おろしができない状態となっております。このため、ホッパ自体を移動できるようにし、バケットをプラットホームにおろすことができるように改造したいと考えております。

6ページをごらんください。押込用蒸気式空気予熱器でございます。

押込用蒸気式空気予熱器は、蒸気を通して押込用空気と熱交換するため、198本の伝熱管、通称フィンチューブというものがあります。その伝熱管が蒸気による影響で減肉し、蒸気漏れを起こし、数本が閉止栓による補修で熱交換できない状態になっております。結果、伝熱面積が1割程度少ない状態で運転を行っております。さらに伝熱面積が減ると押込用空気温度が低くなり、燃焼状態に悪影響を及ぼします。また、空気予熱器は第二種圧力容器であり、修理不能になった場合は製作期間が長くなるため、ごみ処理に影響を及ぼすので計画的に交換することが必要と考えております。今期は1器の予定でございます。

以上、説明を終わりにいたします。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。質疑のある方。

○5番（坂井かずひこ） それでは、一般会計予算の質問をさせていただきます。

主に厚生施設についてなんですけれども、まず歳入で10ページ、11ページになりま

す。施設使用料6,363万1,000円の件なんですけれども、前年度に比べて微増ということなんですけれども、これは施設に関して広報活動ですとか告知活動をどのようにやっているか教えてください。23ページにあるんですけれども、バスの車内放送44万3,000円というのは把握しているんですけれども、それ以外に何かありましたら教えてくださいいただきたいと思います。

もう1点、あと歳出で2款総務費、23ページになります。厚生施設整備に関わるコンサルタント業務及び設計業務委託に関してなんですけれども、これは予算資料をいただいております。拝見させていただきますと、主に実施理由が施設のプールの延命化を図る観点から大規模な補修をする必要があるということで、コンサルタント業務及び設計業務委託ということなんですけれども、コンサルタント業務という部分は運営やオペレーションにかかわる部分もコンサルタントに含まれているのでしょうか、それともこれは設計に関するコンサルタントなのでしょうか、教えてくださいいただきたいと思います。まず2点よろしくをお願いします。

○施設管理課長（中村 清） ただいまの御説明をいたします。

厚生施設はどのように広報活動、皆さんにお知らせしているのかということに対してでございますけれども、まず組合の新聞が毎年3回発行されております。ついこの間も、2月23日、日曜日に配布されたと思います。その中で、プールがあります、あるいはお風呂がありますから皆さん御利用くださいということでのPRを図っているところでございます。そのほかにインターネット上にアップしてありまして、厚生施設の全体像はすぐ開いて見られるような形になっております。多少人気に影響するのかわかりませんが、厚生施設グランドパークの看板等も設置しているところではございますが、今のところではそのような3点ぐらいやっております。

2点目のコンサルタント業務委託でございます。これは冒頭に管理者が施政方針の中で述べられていたとおりでございます。かなり老朽化が進んでいるところでございます。そのほかに、実は多摩東部建築指導事務所から、老朽化が進んでおります施設におきまして改善計画を図っていただき、計画の提出を求められているところでございます。そういうこともありまして、来年度はそのコンサルタント業務を実行していきたいと。

コンサルタント業務の中身でございますけれども、まずプロの目から見て、施設全体の補修箇所を全部洗い出してもらいたいと思っています。それにより概算費用が当然出てくると思いますから、それに対する設計費用も当然求めているところでございます。それがま

ず基本設計となりますから、その基本設計をもとにして再来年度におきましては実際の工事を行うための実施設計、そのほかに補修箇所が全部把握されているわけですので、それを選定いたしましたのでの实工事を再来年度から入っていきたくと考えておるところでございます。そのためにこのような形で計上させていただいております。

○5番（坂井かずひこ） ありがとうございます。

それでは、まず1点目の厚生施設の使用に関する件なんですけれども、広報活動がホームページですとか新聞のほうに出されているということなんですけれども、この施設は普通の民間の施設と比べても、プールですとかお風呂、トレーニング施設ですね、私も利用させていただいたことがあるんですけども、遜色がないくらい立派なものだと思います。もう少しこれを近隣市の方々に広めていただければ、まだまだこれを使用される方がどんどんふえてくると思うんですね。ですので、これで見ても平均で、今少し概算で計算しても、お風呂に関しては1日大体300人ぐらい使っている計算になりますけれども、トレーニング施設ですと1日14人ぐらいなので、少しもったいないような気もするんですね。これは宣伝していただければまだまだふえるような気もするので、例えばこの3市のホームページのほうにリンクを張るですとか、いろいろ告知の手法はあると思うんですけども、そのあたりを検討していただきたいと思っておりますので、追加で質問なんですけれども、何か今後そのような検討はされる予定があるのか、またないのかだけでも教えていただければと思います。

2点目の厚生施設整備に関わるコンサルタント業務という件なんですけれども、これは施設整備にかかわるもの、施設整備の設計に関するコンサルタント業務ということで、今の御説明で私なりに把握はしたつもりなんですけれども、これは本当に確認のためなんですけれども、設計に対するコンサルタント業務で、運営に関するコンサルタント業務は含まれていないということよろしいのでしょうか。

○施設管理課長（中村 清） 今後いろんな形で大々的にPRを図っていかねばならないと考えております。この間、事務連絡協議会の中に別枠で設けている課長会議を開きましたけれども、その中で厚生施設は実態がこういうことだからもう少し売り上げを図りたいというお話をさせていただいたところ、関係市の市報の中にも少し盛り込んでいただきたいというお話をしております。一応了解されたということでございます。

そのほかに、コンサルタント業務はあくまで基本設計だけでございまして、運営をどのような形でやるのかということまでは入っておりません。

○5番（坂井かずひこ） 御説明ありがとうございました。わかりました。

まず、逆になりますけど、このコンサルタント業務は運営は入っていないということで理解いたしました。

それで1点目の質問なんですけれども、今後、市のホームページですとかというのは検討されているということで、ぜひともよろしく願います。これは歳入がふえるという面だけではなくて、近隣市の方の健康の維持なんかにも大きく貢献できる施設だと思いますので、今後とも広報活動をよろしく願いして、私の質問を終わりにいたします。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 4点質問をさせていただきます。

まずは、先ほどお話がありました電力の関係なんですけれども、21ページ、23ページに光熱水費ということで予算が計上されておりますけれども、先ほどの最初の施政方針の中では、この予算額の歳出に関しては24年度決算をもとに計上するということが書いてございまして、先ほどの補正予算などにもございましたけれども、電力の単価が上がっているということの御説明がありましたので、この予算の電力単価については上がっているところが反映されているのかどうか、この後も補正ということがあるという前提での予算なのか、その辺について御説明をお願いしたいと思います。

そして、先ほど厚生施設の利用についての御質問がございました。それに関しましては、例えばリハビリですとか、介護予防の健康教室といったようなところで利用していただくということが可能なのかどうか、その辺については御検討されているのかどうかについて御説明をいただけたらと思います。プールですとかトレーニングマシンというのは、トレーニングマシンはなかなかどこかだけそういうものを専用にしてしまうというのは難しいという面はあるかと思っておりますけれども、例えばプールはコースが何コースもあると思いますので、その1つを使うということも現実的にも可能ではないかと思っておりますので、そういった点を御検討されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

それと、予算資料の3ページになります。3番のリサイクルセンター処理計画のフローシートの中でペットボトル搬入量を見ますと、今ペットボトルの回収量のうち、指定法人、独自の処理予定として数字が入っておりますけれども、この割合というのがどういう背景でこのような割合になっているのか、容器包装リサイクル法の中では国内処理というのが原則ということになっているかと思っておりますけれども、現実問題としてそういうことができないという背景があるのか、その辺について御説明をお願いしたいと思います。

それと最後の4点目です。この説明資料の一番最後の16ページになります。基金残高ですけれども、3番の施設整備基金。これまで剰余金を積み立てるという形での、残ったらここに基金として繰り入れるということが行われてきたということであると思いますけれども、今後やはりクリーンポートの建てかえというんでしょうか、取りかえということであったり、リサイクルのほうの施設を整備し直さなければならないということで、この施設整備というのはこれからどんどんお金がかかるという方向になるのかなと思いましたときに、剰余金があれば積み立てるということではなくて、計画的に積み立てていく基金として置いておくという必要があるのではないかと思います。26年度ではそれぞれの負担金が減るといってもございまして、こういったところにお金が回っていくということが逆に少なくなるということに26年度はなるのかなと思っておりますけれども、今後この施設整備に関してはこれから26年度に計画が示されるということも先ほど御説明の中にございましたので、それによってまたここは変わるということはあるかもしれませんけれども、この辺の考え方についても御説明をいただけたらと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 今、御質問にありました光熱水費の関係ですけれども、特に電力の関係ということですが、こちらは売払電力料金も上がっておりますし、買う電力のほうも上がっております。ですので、25年度よりも26年度の当初予算の単価は当然上がっております。あとは、施設それぞれの使用量実績等を踏まえて予算計上しているものでございます。

○施設管理課長（中村 清） 施設をリハビリ等の介護予防として使えないのかということに対してでございます。現在は、高齢者として65歳以上の方あるいは障害者の方々等は半額で利用することができるようになっております。一般用プールの6コースの隣に2.5メートルの歩行用プールがございます。その利用状況を見ますと、やはり高齢者あるいは障害者等々がリハビリといいましょうか、健康を目的に御利用されているのが見受けられております。今後団体さん等々は、あくまでも障害の度合いにもよりますが、介護人同伴でございましたら使っていただければと思っております。現在はそのようなことになっております。

○資源推進課長（千葉善一） それでは、3点目の質問でございます。予算資料の3ページ目のペットボトル回収量1,230トンのうちの指定法人として約20%、253トン、独自ということでは80%の977トンを予定しております。こちらの比率と国内処理等につきましては、今までの経過もございまして、容器包装リサイクル法、法人関係も含

めて、簡単ではございますが、説明させていただきたいと思います。

基本的に、容器包装リサイクル法、いわゆる容り法でございますが、家庭から出ます容器包装類の減量化と資源化を促進するために平成9年4月から施行されております。当時といたしましては有償で取り扱ってございました缶類、古紙類は除外されております。逆有償によってリサイクル化を行うということで、当時、ペットボトル、びん類につきましては、容り法が施行されており、その後、平成12年4月からその他の容器包装も含めて全面施行といった形で容り法が現在に至っております。

ペットボトル、びん類の製造メーカーである特定事業者につきましては、市町村が分別収集した資源物について、指定法人でございます日本容器包装リサイクル協会に対して委託料を支払う形で再商品化を図っております。現在では有償となっておりますが、当時としては逆有償ということで、委託料をお支払いしないとなかなか再商品化できないという事情がございましたので、当然メーカーがそういった部分につきましては負担を行うという義務化、そしてその中には大手メーカーだけではなく、特にびん類などにつきましては小規模事業者等がございますので、そういった方々の委託料につきましては除外されております。その分の除外された委託料につきましてはどうなのかといいますと、市町村が負担を行い、市町村負担分という形で、毎年委託料を負担する形で現在に至っております。

当組合では、ペットボトルにつきましては平成7年度当初から、若干ではございますが、有償による売り払いによってリサイクル化を進めております。ただ、びん類につきましては逆有償といった形でリサイクル化を行っていたわけですが、平成9年度の容器包装リサイクル法の施行に基づきまして、柳泉園組合といたしましても法人に対して全量をお任せするといった形で行っています。

簡単な事例でございますが、例えば予定量100トンの資源化物に対して大手企業の特定事業者が90%の90トン、あと零細企業として10%の10トンが小売業者によって製造され、簡単ではございますが、再商品化に100万円かかったとした場合、90トン分の90万円が大手のメーカーである特定事業者が法人に対して委託料をお支払いし、残りの10トン、10万円につきましては、市町村がそれぞれ委託料といった形でお支払いすることによってリサイクル、再商品化を維持していくといった形で当時からスタートしております。柳泉園組合といたしましても、全量を引き渡しを行いそれ相応の委託料を支払うなど、この事例でいうと10万円、メーカーが90万円、それぞれ負担することによって再商品化を推し進めるといった形になっております。

柳泉園組合といたしましては、当然そういった形をお願いしているわけですが、例えば120トン出た場合、当初予定では100トン申請をしておりますので、20トン分については、基本的には指定法人への受け入れができません。そうしますと、別のルートでの処理もしくは保管を行うという形になっており、そういった厳しい条件も当時はあったと聞いております。現在もそういった形で引き継いでおりますので、予定量につきましては厳密に計算をしながら報告しており、それを上回った場合はやはり別ルートでの処理を求められているのが実情でございます。

ペットボトルはそういった委託料を日本容器包装リサイクル協会に支払ってございましたけれども、平成14年度ごろから、若干ではございますが、ペットボトルの有償化という形で売れる状況となっており、当時0.5円ではございますが、ある程度売れるルートが柳泉園組合にありましたので、例えば10トンを日本容器包装リサイクル協会に出しますと委託料を取られてしまう。逆に同じリサイクルを行うという考え方からすれば、独自で売って、有償で国内で使っていただけるという形もありましたので、当時といたしましてはある程度独自ルートに変更することによって委託料を減らし、歳入を若干でもふやすといった形で平成14年度から徐々に独自の割合がふえてきております。

平成19年度に入りますと、今まで逆有償だったものが有償化ということで、法人から組合が引き渡しした量に対して、拠出金といった形である程度の収入がございます。ただ、その収入につきましてもランクづけがあり、日本容器包装リサイクル協会に対して、例えば圧縮梱包しなければいけない、10トン車で持ってこなければいけないとか、そういったいろいろ厳しい条件の中で作業を行っているわけですが、品質調査の結果、ランクづけによって当然単価も違ってきます。引き渡しした量に対して拠出金という形で入っており、現状では当時の20%の引き渡し量のまま現在に至っているといった状況でございます。

現在法人・独自ルート両方となっているわけですが、容り法の考え方からすれば100%再商品化を行いなさいという形でございます。当然、柳泉園組合といたしましても、経済状況によっては逆有償となったり、品質調査結果でのランクによっては法人の引き取りの拒否、また予定数量以上の場合は独自ルートによる処理となっておりますので、柳泉園組合といたしましても安定したペットボトルのリサイクル化を図る上では、法人ルート以外での独自ルートによるリサイクルが必要であると判断をしております。平成23年度のデータでございますが、厚生労働省の実態調査では、全国の自治体の中で指定法人だけ引き渡しをされている自治体が57%、

独自のみというのが30%、併用というのが13%、柳泉園組合は併用ですのでこの13%に該当しており、そういった状況の中で一部容り法の見直しを検討するという話も聞いております。今後の対応につきましてはそういった状況も踏まえながら、また当然歳入の問題もございますので、関係市と調整を図りながらいろいろと考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○総務課長（新井謙二） それでは、施設整備基金について御答弁させていただきます。

本基金におきましては御承知のとおり、焼却施設、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設、各施設の更新や大規模改修のために積み立てているものでございます。現時点におきましては具体的なそれぞれの施設の計画は立てておりませんので、今後におきましては具体的な計画が立てられましたら財政フレームとあわせてそういったことを作成することによりまして、基金の取り崩しとか積み立て状況が出てくると思えます。今後の検討課題と思っております。

○8番（小西みか） 詳しい御説明をありがとうございました。

まず、電力量に関しましては、現状に近い単価が反映されているということで認識をさせていただきます。

次に、厚生施設につきましては、先ほど団体の利用ということについてはまだ御検討がないという御説明だったと思っております。これからますます介護予防といったところをそれぞれ3市でも力を入れていかなければならないことかと思っておりますので、こういう活用できる施設は活用できるという方向で、ぜひ個人利用ということだけではなくて進めていただくということで御検討をいただけないかなと思えます。これは要望をさせていただきます。

リサイクルセンターの件に関しましては、現状というか背景については理解をいたしました。ただ、その現状というのが法の趣旨に照らしていいのかということ、柳泉園がその13%という中に入っていることが、独自ルートを確認しておかなければならないという現状を踏まえると仕方ないのかなとは思いましたけれども、ただその割合として2割だけが指定法人で独自ルートが80%というのが、もちろん収入を上げなければならないという点からすると必要な面というのは否めないということはあるけれども、ただ独自ルートに乗りますと中国のほうに売られるというのが大体の処理だと聞いておりますので、国内で処理するという当初の方針と照らし合わせてその辺がどうなのかということは今後御検討をいただけたらと要望をいたします。

あと、基金につきましては、今年度、施設整備についての計画が立てられることによって、基金のほうも積み立てということになっていくという御説明だったかと思っておりますけれども、そもそもこういう施設は建てたときから将来の補修なり、建てかえというか取りかえということを経済的に当然想定するということがあるべき姿だと思っておりますので、こういう基金というのは当初から積み立てていく。民間のマンションなどはそういうところが大変手厚いというところで人気があったりということも聞いておりますので、その施設についてはそうした形をとっていくというのが、なかなか行政は単年度予算ということで進んでいるということもあって、基金を積み立てるという意識があまり感じられないわけですけれども、事この大きな設備を持っているというところに関しましては、そうした考え方ということをきちんと持っていく必要があるのかなと思っております。

以上で終わりにいたします。

○議長（野島武夫） ここで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（野島武夫） 休憩を閉じて再開いたします。

最初に、清瀬市の渋谷副管理者が退席されましたことを申し上げます。

では、質疑を続けます。質疑のある方。

○3番（村山順次郎） 1点だけお聞きしたいと思います。

平成26年度クリーンポート緊急補修箇所説明資料ということで御説明をいただいております。大変わかりやすい資料をありがとうございます。

それでお聞きしたいのは、今回資料にもありますように緊急ということでもありますので、急に必要になったものなんだと理解をしますが、例えば②の主灰シュートなどは、シュートというものですから灰がこの中を通っていくものなんだろうと思うんですけど、少しわかりませんが、穴あきありということで書いてありますけれども、技術的なことの説明ももしあればお願いをしたいと思っておりますが、普通に考えると穴があく前に交換をするほうがいいのかという素人考えを持つところでもあります。施設の役割としては安全に安定的に処理をするということが技術の担当の方のお仕事だと思いますから、トラブルを起こさずに運営をしていくことが大事だということと同時に、あまり過剰に交換交換というふうにかけていきますと、それはそれで予算がかかってきますので、その加減というのが見

極め、技術的にこれは例えば次年度に送ろうかとか、これは今年度にやろうかとかという、そういう判断を検討されながら提案されているんだと思いますが、例えばこの穴あきというものについては、日常的な点検の中で発見をしていて今回提案になったのか、ずっと前からそういうことは気づいていながら改めて今回提案になったのか。それとも急にそういう状況がわかって交換になったのか。日常の点検、年度ごとの点検というのが当然あると思いますが、それと今回の提案の関係というんですか、どういうふうに見て提案されているのか、その点少しお聞きをしたいと思います。

○技術課主幹（鳥居茂昭） 御質問に対してお答えさせていただきます。

毎年度行わせていただいている定期点検整備補修につきましては、大きく2つございます。1つは法律で決められている点検でございます。これにつきましては法律で決められていることですので、毎年度あるいは2年に一度実施させていただいております。それとは別に各機器についてどのぐらいの劣化度が進んでいるかという判断もさせていただいております。例えば、ごみホッパシュートの厚みでございますけれども、鉄板の厚みが製作時9ミリでございますけれども、これを切らずに非破壊検査という方法で厚み測定器を使って厚みなどをはかる方法もございます。これも毎年行いまして、現在の厚みがどのぐらいあるのかという判断をさせていただきます。そうしますと、ある程度まで減ってきますと使用限界値に達しますので、そうなった場合は緊急でお金を出して補正予算をとってということはできませんので、翌年度の予算編成で計上させていただいたりしながら計画的に実施させていただきます。

また、主灰シュートにつきましても、穴あきありというのは点検時に中身を清掃いたしまして灰を全部落としたときに、目視や先ほど申しましたような厚み測定を行ったときに薄くなっている部分、また灰を落としたときに穴があいている部分については、小さいうちにつきましては溶接補修等を行いますけれども、それが経年劣化により広範囲にわたってきますと、大きな鉄板、例えば2メートル掛ける2メートルの鉄板というのはなかなか溶接しにくくなりますので、今回は竣工から十数年がたちまして穴が大きくなってくるところもございまして、また薄くなってきて溶接がつかなくなっていくということもございまして、ここの部分につきましては数年前からどのタイミングでどういう形の補修をすれば一番効率的に、また定期点検の日程の中でおさめていけるかという検討を行いまして、今回、平成26年度の予算に反映させていただいているところでございます。

○3番（村山順次郎） 日常の中で点検をしながら計画的に提案をいただいているという

御説明でしたので、それで理解をいたしました。一方で、想像ですけれども、十数年がたつ中で点検すべき箇所というのも年度ごとにふえていくでしょうし、もしかしたら点検しづらいところ、点検できないところということも多分中にはあると思いますので、安定的な処理ができるような検討というんですかね、体制というんですか、そういうものも多分いろいろ想定し得ないことが起こってくると思いますので、検討を進めながらやっていただきたいと思います。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○9番（渋谷けいし） それでは、3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点目なんですけれども、予算書の19ページになりますけれども、2款総務費、総務管理費の中で、13節の委託料で職員研修委託というのがあります。6万4,000円出ているんですけれども、こちらの内容を少し教えていただきたいと思います。

それから、先ほど管理者のほうから施政方針ということでお示しいただいた中で、人事交流を引き続きされていくというところで、東久留米市から受け入れという形になっているかと思いますが、どのようなセクションに受け入れられているのかということ。

それから、同じく19ページの総務費、総務管理費、19節負担金、補助及び交付金の中で、東久留米市環境整備負担金というのが3,000万円ほど出ていますけれども、こちらはどのような趣旨の負担金なのかということで教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○総務課長（新井謙二） それでは、お答えいたします。

まず第1点目でございます。予算書の19ページ、総務管理費、節13委託料の職員研修委託でございます。こちらにおきましては、府中にあります東京自治会館で、東京都市町村職員研修所が実施する一般研修などがございます。こちらにおきましては、現任、それから係長、課長級の各市町村が受ける研修所で一緒に柳泉園組合の職員も受けているところでございます。

それから、人事交流でございます。現在におきましては東久留米市のみでございます。過去におきましては企画とか財政のほうにおいて人事交流を行っているところでございます。現在は東久留米市におきましては同様のところに1名配属されております。

それから、最後でございます。東久留米市環境整備負担金でございます。こちらにおきましては柳泉園組合の補助金の交付規定がございまして、それを受けまして東久留米市環境整備負担金交付要綱というものを設置しておりまして、組合周辺地域の振興を図るため

に東久留米市が実施する道路、歩道や街路樹等の維持管理に係る環境整備負担金の事業に対しまして柳泉園組合が同市へ交付しているものでございます。この負担金につきましては、東久留米市が当該年度内に柳泉園組合に対して納める搬入割分で算出いたしました負担分の5%に相当する額を、清瀬市及び西東京市が柳泉園組合へ負担しておるものでございます。

○9番（渋谷けいし） ありがとうございます。

職員研修は、自治会館に行って、いわゆる一般的な職員としての研修を受けられているということかと思えますけれども、人事交流の中で私が聞きたかったのは、受け入れている職員の方がどこに配属されているのかということを知りたいところもあるんですけども、要は職員の人材育成を柳泉園としてどう考えているのかというところを少し教えていただきたいと思っています。というのは、職員研修、一般的な職員、地方公務員に準ずる職員としての研修を受けられているというのは当然だと思うんですけども、この業務の性質上、特殊な知識もあるでしょうし、技術、技能もあるんだと思うんですけども、その辺の研修というか職員の方が研さんされるような機会というのが、どうもこの予算書を見る限りではあまりよくわからないなというところがあるということと、この組織図を見る限りでは事務方のトップは恐らく事務局長さんだと思うんですけども、現状では助役さんが兼任をされている感じなんですか。ということになりますと、いわゆるプロパーの職員の方というのが課長どまりだという現状があるんだと思うんですけども、職員のやる気というか、モチベーションがどこによりどころがあるのかということ等も含めて、今後の柳泉園組合の業務のあり方にもつながってくると思うんですけども、その辺の人材育成のあり方のお考え方を聞かせていただきたいと思います。

今、予算書を見ていると、かなりの部分で業務委託がどんどん進んでいて、逆に言うのでは業務委託をしなくて済む部分というのはどこなんだろうと思うんですね。仮に業務委託をしなくて済むところが、いわゆる柳泉園がプロパーとしてやらなければいけない部分がないのであれば、組合としての業務をどう考えていくのかということにもなると思うんです。それは職員規模の今後のあり方にもつながってくると思うんですけども、その辺の長期的な視野というか考え方を教えていただきたいと思います。

それから、環境整備負担金につきましては大体概要がわかりましたけれども、恐らく周辺地域の道路だとか歩道だとかそういうところの、柳泉園があることによって東久留米市に負担をかけている部分の柳泉園としての負担金だということであると思いますので、で

できればその辺についてもまた、次回以降で結構ですので、何か資料をつけられるものがあつたらつけていただきたいと思います。人材育成、それから今後の柳泉園の業務のあり方について御答弁いただきたいと思います。

○総務課長（新井謙二） 職員研修委託におきましては先ほど申したとおりでございますが、そのほかの研修といたしましては節19の負担金、補助及び交付金の中の特別技術等講習費というところにおきましても専門の研修を設けているところでございますが、その内容でございますが、特に東京二十三区清掃一部事務組合におきましては、運転に伴う危機管理ということで3年ほど前から継続して実施しているところでございます。こちらにおきましては専門の研修となります。そのほかにはこの特別技術等講習費の中には、防災とか、あと施設の積算研修なども含まれてございます。先ほどの職員研修委託につきましては東京自治会館で行うものでございまして、そのほかの特別技術等講習費におきましては東京二十三区清掃一部事務組合など専門の研修を実施することで予算を計上してございます。

今後のことでございますが、やはりどうしてもクリーンポートにおきましてもすぐに全面委託ということにはならないものですから、できる限り人材育成ということで東京二十三区清掃一部事務組合のほうへ行ったり、そういった専門の研修を行っているところがございます。

○助役（森田 浩） 少し補足させていただきたいのですが、こういう小さい組織の中で人材育成というのは非常に難しい面もあるんですけども、ただそういう中であって、やる気がある職員の方を伸ばすということは非常に重要なことだと思って、そのために現在、小さい組織でありながらも人事評価等について、今までやっていなかったものですから、人事評価、あと試験の制度の導入ですね。例えば昇格試験の制度の導入と。それと評価をやる側の研修とかですね、そういうものも含めて総合的に現在考えておりまして、職員組合のほうともその辺はなるべく早い時期にそういう制度化を図って、きちんとはっきり公平に公正に見える形の中で評価を行えるようにもしていきたいということで今検討をさせていただいております。

○9番（渋谷けいし） ありがとうございます。

私も技術的なことは少しよくわかりませんが、どのような分野でも日々技術が進歩していたり、技術的な革新が行われていたりということで、こういう施設というのはいわゆる維持管理が主な業務になってしまいがちなんですけれども、決してそうではなくて、

新しい技術を導入したりですとか、効率化を図ってみたりということが必ずあると思うので、そういうことをやるにはやはり職員の方のやる気だとか、研修体制がどうあるのかというところが非常に重要なんだと思うんですね。その辺をぜひ充実していただきたいということと、先ほど助役さんからお話もありましたとおり、組織の規模としては必ずしも大きいとは言えない中で、職員交流というのはかなり重要、貴重なところだと思うんですね。今は東久留米市と交流されているということだと思うんですけども、ぜひ構成3市であるわけですから、あと2市の職員の方とも交流をしていただくようなこともつくっていただいて、それぞれの市から受け入れる、また柳泉園からも職員を出していただくということで、相互のメリットになるような人事交流をしていただけたらと思います。

今後の人事交流のあり方、26年度については東久留米市のみということのようですが、長期的な視点で今後の人事交流のあり方をどうお考えなのかということをお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

○助役（森田 浩） ただいま人事交流のあり方ということで、当初は3市と人事交流をさせていただいておりました。退職者不補充の考え方から、柳泉園でだんだん若い職員がいなくなるものですから、職員を選別するということが非常に物理的にも少し無理になってきております。ただ、今回新しい職員を1名採用する予定でございます。また、中間の職員の方もまだ交流に参加されていない方もいらっしゃいますので、その辺も幅広く人選を考えまして検討をさせていただきたいと思います。

○4番（大友かく子） 何点か質問をさせていただきます。

予算書の22、23ページなんですけれども、午前中に質問がありました厚生施設整備に関わるコンサルタント業務及び設計業務委託に関しては、運営やオペレーションではなくて設備的なものの委託なんだということでした。この間、厚生施設の運営に関して、効率的な運営ですとか指定管理なんかも含めて検討されると御答弁をいただいていたと思うんですけども、施設の運営に関する検討の状況をお聞かせいただきたいと思います。

2点目が、同じページなんですけれども、少し細かいことで申しわけないんですが、使用料及び賃借料と備品購入費なんですけれども、AEDとランニングマシンが借り上げで計上されていて、ワイヤレス型カラオケを購入されるということなんですけど、この借り上げでリースで使うのか、それとも購入をするのかという線引きというんですかね、何かルールがあるのかなと思うので、それを教えてください。

3点目なんですけれども、ごみ処理費に関連してなんですけど、厚生施設のほうは設備に

関して委託をしてどのような補修が必要なのか、今年度計画を立てるということだと思っております。ごみ処理施設のほうも、これから更新ですとか補修が大々的に必要ということで、予算編成に向けて検討していくということをこれまで御答弁をいただいていると思っております。認識しています。ですが、特段どこかに委託をして計画を立てるというふうには予算書からは読み取れないので、こちらのごみ処理施設の更新や大規模改修というふうになるんでしょうかね、そういったことの将来の見通しについての検討状況もお聞きしたいと思います。

それから最後に、負担金に関してなんですけれども、丁寧に資料もあわせて御説明をいただきまして、算定の方法についてはよくわかったんですけれども、各構成市同様だと思っておりますけれども、西東京市も相当な経費の削減をしながらごみの減量に努めています。市民の立場からしても有料化をいたしましたので、ごみ処理の袋を自分たちで買って、なるべく減量に努めてということを日常的にやっているわけなのです。その負担金が今年度、公債費の関係なんかもあって減少するということなんですけれども、施設の整備や何かが入ってくると一定程度負担金にもはね返るんだよということになるのかもしれないんですけれども、今後の負担金の見通しをお聞かせいただきたいと思っております。

○施設管理課長（中村 清） お答えいたします。

順序が逆になろうかと思っておりますけど、まずワイヤレス型カラオケマイク購入に対してでございますけど、このワイヤレス型カラオケマイクは厚生施設を建築した当時、カラオケブームで、それにのっかって購入がされているものでございますけど、それがここに来て相当古くなって修理に大変お金がかかってしまいますものですから、ワイヤレス型カラオケマイクを6万円、これは2台の購入を計上させていただいております。これはこのぐらいの予算でございますので、リースではなく購入したいと考えておるものでございます。

それから、厚生施設の指定管理についてでございますけども、この指定管理におきましては前々からそれに向かって検討していたところでございます。ところが先ほども申しましたように、いろんな意味で施設等の物が損傷がかなり激しいということがございます。もし指定管理に入ってしまった場合に、途中で故障等々、安全管理上も非常に問題が出てくるのではないかということになりまして、少し方向転換いたしまして、まずは施設の全面見直し、改修ということを考えました。それで、このたびのコンサルタント業務を計上させてもらったところでございます。できますならば完全にリニューアルを図った後におきまして、この指定管理の方向に向かっていきたいなと考えているところでございます。

○総務課長（新井謙二） 賃借料と備品購入の関係でございます。これにつきましては特にルールというものはございませんが、全体的な予算から見まして例えば100万円以上のものを購入するのであればリースのほうが得なのかどうかということもございませし、やはり各市の負担金が急に上がったたりしたらまずいと思いますので、それについてはその時々判断をしておりますが、大体目安といたしましてはやはり100万円を超えるものということで考えてございます。

それから、負担金の今後の見通しでございますが、現在につきましてはまだ見通しというものは立ててございません。こちらにおきましては平成26年度から27年度にかけて、さらに公債費が6億円減となります。その6億円の減につきましては平成26年度中に施設の整備計画が出てまいりますので、その計画に基づいて財政フレームでそういったことについて作成してまいりますので、そのときにおきましては当然将来的な負担金予測などについても検討したいと考えてございます。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、ごみ処理施設の改修に対する状況ということで御答弁させていただきます。

御存じのとおり、クリーンポートはかなり特殊な施設でございます。定期点検整備補修に関しましては一社特命随意契約で毎年補修させていただいております。今後の延命化措置を考えた場合に、更新ではありませんので、現状ある施設をいかに長もちさせるということでの補修になりますから、あくまでもやはり現状入っているプラントメーカーと直接お話をし、メーカーが推奨する修理とうちが考えている修理を合わせまして、どれが要るのか要らないのか、本当に必要なか必要ではないのか。あと、既に御承知と思っておりますが、5カ年での計画をしておりますので、なるべくフラットになるような修理計画も立てなければいけませんので、その辺をメーカーと現状打ち合わせをしている最中でございます。

○4番（大友かく子） 御答弁ありがとうございました。

厚生施設はまずリニューアルをして、その後指定管理ということで、もちろん指定管理ですとか民間委託に出す前にきちんと修繕をしたりとか、ハードを整えた上で民間のほうにお願いをするというふうにはしないとイケないとは理解をしているんですけど、指定管理制度に移行する前提で補修をするんだよという認識をこちらは持っていていいんですか。その辺を1点だけ確認をさせてください。

それから、リースと購入の関係はよくわかりました。ありがとうございます。それで、

細かいことで大変恐縮なんですけれども、A E Dは事務室のところに置いてある1台なのかなと思うんです。今、西東京市にもあるんですけれども、自動販売機にA E Dが設置された形のものがあまして、そういったもの、この床を貸すので自販機を設置してくださいというプロポーザルを西東京市ではやっていて、そこに入札をしてきた中にA E D搭載型というのを提案してきた事業者さんがあって、それを採用している公共施設があるんです。ということは、A E Dの借り上げ料とか、今後買うのと多分リースだとA E Dはこの金額を見ると同じぐらいではないかと思うんです。この費用が、わずかな金額ですけれども、自販機のメーカーが西東京市では持ってくれている箇所が、全部ではないんですけれども、ありますので、ぜひそういうことも視野に入れながら経費の削減をしていただいていると思いますけれども、努めていただければと思います。

ごみ処理施設の関係なんですけれども、平成26年度に整備計画が出てくるということでございまして、メーカーと現状を確認しながらそれをつくっていくんだということでしたので、特段どこかに委託を出すとかということではないんだよということなのかなと認識をいたしました。これまでも契約の関係で随意契約がどうしても多くなってしまうんだと。そのときに価格が適正なのかということも含めて、私としてはとても判断が難しい、この金額で本当に適正なのかなということがすごく判断が難しいんです。それで、他の清掃組合の状況ですとか、そういった第三者の視点を反映して整備計画を立てるとか、契約にも反映していくとかと、そういった考えは必要ではないかなと思うんですけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。それだけ確認をさせていただければと思います。

それから、負担金のほうはわかりました。決算のほうでまた詳しくお伺いしたいと思いますけれども、午前中にもペットボトルの処理の方法なんか議論をされていましたが、そういった額も含めてこの負担金の額に影響してくると思うんです。それで、各市でどういうふうにごみを集めて柳泉園に持ち込んでいるかということも、どんなことに特化をしながら各構成市がごみの事業に取り組んでいるかも一律ではない状況なので、負担金のあり方ということをも私も考えていきたいと思いますが、構成各市の市民にわかりやすい説明ができるような負担金の算出ということをぜひ検討いただきたいと思います。負担金に関しては終わりますので、2点ほど御答弁をお願いします。

○施設管理課長（中村 清） 先ほどの議員の御質問に対して私の答弁があやふやだったものですから少し勘違いされている面があるのかと思います。改めてお答えさせていただきますと、指定管理におきましてはかなり前々から検討していたものでございます。とこ

ろがここに来て、先ほど申しましたように、こういう異常な状況がわかったということで、この指定管理におきましては一時保留という形でございます。私は先ほど、リニューアルが終わった後、すぐにそこに向かっていきたいという話をしたと思うんですけども、実のところは現在まだ保留でございまして、リニューアルが終わった後、現状のような委託がいいのか、指定管理方式がいいのか、またそこで再検討を行いたいと考えているところでございます。申しわけございませんでした。

○技術課長（佐藤元昭） では、ごみ処理施設に関して御答弁させていただきます。

ごみ処理施設はやはり特殊な施設ですから、各団体、大体特命で契約しているようです。ましてや東京二十三区清掃一部事務組合におきましては、全てが一社特命随意契約という状況でございます。それで、価格なんですけども、柳泉園組合は特命随意契約をやっていますから、予算編成の段階からその業者と話し合いをすることができます。ですので、柳泉園がお願いしたい修理箇所、向こうが推奨する修理箇所等を見比べまして、過去にやったものに関しては過去の契約金額を見ながら折衝し、新たなものに関しては詳しい資料もいただきながら価格が適正かどうかを判断し、予算計上するに当たっておおよそ2回から3回の見積もりをとり直させていただきます。さらに、契約する段階におきまして、その見積書をもとに営繕のほうで査定していただいて、適正な価格かどうかということを判断していただいていますので、柳泉園組合の定期点検整備補修に係る金額に関しては適正なものだと考えております。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○2番（近藤誠二） 私からは3点ほど質問させていただきたいと思っているんですが、施設整備基金、先ほど何回か同様の質問があるんですけども、少しそれについて伺いたいと思います。

現在の計画でいけば大規模な補修や基幹的な整備を行う予定が平成27年度から、私、たしか前回もこれを質問させていただきまして、それで5カ年でという話が、たしか前回からもしていただいていたかと思うんですけども、その計画自体は本年度策定すると施政方針にも書いてありますけれども、つまりこれから5年間、少しまだ金額ベースではどうなるか、どういう金額になるかまだわからないんですけども、相当な出費が予想されている状況で、その中でこの施設整備基金というものがあると思っているんですが、その基金残高見込みのページを見ると、平成24年度に5,000万円の積み立てと。平成25年度も5,000万円の積み立てがあって、その中で7,749万円取り崩しがあるという、

そういう状況だと思うんですけど、平成26年度というのが今のところ予定としては積み立ての予定がないのかなと。この積立金に関しては前年度の不用額の半分を積み立てるということが何か前の議事録にも書いてあったんですけども、これが不用額がないから積み立てられないという、そういう認識でいいのかと。

それで、これからの大規模改修を考えていくと、積み立てる必要性というのが当然あると思いますし、東久留米市でも公共施設マネジメントという話も最近出てきておりまして、やはり計画的な積み立てというか、そういうものの重要性があると思うんですけども、その中で先ほどいろいろな方がこの質問しているときに、答弁としては積み立ての計画に関しては今後の課題だと、そういう答弁があったかと思うんです。もう少し突っ込んで聞きたいんですけども、現在の残高が4億6,279万円だと思うんですけども、この金額で恐らく大規模修繕が賅えるとは到底思えないんですが、そのあたりの見解というか、足りない場合というか、結局今後の課題だということだとは思いますが、具体的なその流れというのはどういう形で行われるのか、それが負担金という形で各市にまた乗っかってくると思うんですけども、どういう流れでそういうふうな計画が出てくるのかと、その辺を教えていただきたいというのが一つです。

あと、退職給与基金についても少しお伺いしたくて、こちらは基金残高の見込みのページを見てみると、平成25年度の残額が6,239万円になっていて、平成24年度の欄を見てみると、2名退職した場合、5,141万円ぐらいの取り崩しをしているということで、今の状況を見ると十分過ぎるぐらいの積み上がっていると思うんですが、今後の退職者の予定などがわかりましたら教えていただきたいということが一つです。

あと最後に、これも前回少し伺ったんですけども、やはり私は今後の負担金の増大をできるだけ避けることを何よりも優先的に考えていかなければならないと思っているわけで、各市負担金をなるべくかけずに柳泉園を回していくと、これが市民にとってベストであるのは共通の認識だと思っているんですけども、そのために歳入増を目指していくしかないのかと私は思っているんですね。歳出は今後5年間で減らすことは大規模修繕計画が控えているという以上、それは少し期待できないと。であるなら歳入増しかないので、この柳泉園でいえば売電がやはり一つのポイントになるのかなと。それで、もちろん施設使用料などいろいろありますけれども、その辺はそこで頑張ってくださいということはもちろんなんですが、大幅増というのは少しそこで見込むのは難しいんじゃないのかなと。それで、売電をより効率的によくするためにはやはり炉を3つ動かすと、そういう方法が

あるのではないのかと。前回は私もそういう話をさせていただいていると思うんですが、前回は財源のために他市のごみを受け入れるべきという話をしたところ、前管理者に、この地域住民の皆様の気持ちを踏みにじるようなことは言うべきではないと厳しい言葉をいただいたわけですが、私はこの地域住民の皆様のことはどうでもいいという意味で言ったわけではなくて、当然管理者という立場であれば地域の皆様に提案すらせずに市の負担金をふやすような方向性を選ぶのか。それとも、現在のごみの減量の成果で炉の稼働率も以前よりも減ってきている。その分、他市のごみの事情もある、ぜひ協力をしたいと考える。それにより市の負担金がふえることも防ぐことができるし、広域支援という意味においても近隣市を助けることができる。ぜひ検討していただきたいと近隣住民に訴えてみる方法を選ぶのか。可能性を考えたら私は後者を選ぶべきだと思うんですが、前管理者はそのような考えはないようだったんですが。

それで、管理者が新しくかわったので、再度伺いたいのですけれども、広域支援という意味において、それらのごみの受け入れを検討することも必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上3点です。

○助役（森田 浩） 基金の考え方でございますが、施設整備基金、当然これは特定目的基金でございます。現在は柳泉園におきましては財政調整基金条例は設置してありませんから、剰余金の2分の1をこの施設整備基金に積み立てていくということで措置させていただいていると。今後は、現在平成27年度に向けて大規模なクリーンポートの改修計画を立てようとしております。計画の中でどのぐらいの経費で何年計画で整備するのかという程度の概算が出ますから、それに向かって施設整備基金の特定目的基金としての活用が図られるよう、きちんと積み立てていくのがベターではないかと思っております。ただ、当然負担金にはね返りますから、その辺は先ほど議員が御提案のとおり、歳入の面とかいろんな面で総合的に考えまして、一時的に各市の負担金が突出しないように平準化できるような形の中でいかに整備を図っていくべきか、総合的に考えた中でやっていかなければいけないとは思っております。

それから、退職給与基金の関係ですが、現在これにつきましては年次的な定年退職者の推移を見ながら、支障のないように最低限の積み立てはやらせていただいているということでございます。今後の退職者数については課長のほうから答弁させていただきます。

○総務課長（新井謙二） それでは、今後の退職者の予定でございます。

平成27年度におきましては定年はゼロでございます。平成28年度におきましては1名、平成29年度は3名、平成30年度が2名、平成31年度が1名と、このような状況でございます。

○管理者（並木克巳） 前任の管理者とのやりとりは承知しているわけではありませんけれども、私も1月28日に管理者に就任したばかりでございますが、大きな変化を伴うことに関しましては現時点でお答えできる要素がないということで御理解いただきたいと思っております。

○2番（近藤誠二） ありがとうございます。

1点目の施設整備基金に関しては、やはり根本的なところで私が思うのは、ことし一応計画が出ると思うんですが、もう少し早く出るものなのではないのかなと。この年にこういった大型の大規模なものが出てくるというのはわかっているわけですから、それが幾ら必要かという大まかな算出というのは、ある程度もう少し前に策定して、それに向かった積み立てというのはやはりもう少し前からやるべきなのではないのかなと思うんですが、一応ことし出るということで、それはどういうものが出てくるか見ていきたいとは思っていますが、もう少し前倒しでこういったことはやるべきではないのかなとだけ言っておきたいと思っております。

それで、あとは退職給与基金に関してですが、平成28年から平成31年までの間に7人の退職者が出ると。そういうことであれば、1人当たり大体2,000万円ぐらいだったかと思うんですが、この5年間でいうとそれが7人なので、退職給与基金の残高はある程度十分余裕があるのかなと思う部分がありまして、こちらのほうの積立金というのは毎年これを見ていくと4,000万円という金額が出ていると思うんですけれども、今度大規模なそういったものもありますので、余裕があるという前提でなんですが、こちらのほうを積み立てる金額を、多少融通がきくような形というのが、制度的にとれるかどうかというのは私はわからないんですが、そういうのができれば負担金に直結するのも多少は回避できるのかなと思うんですけれども、それが可能なかどうかということが一つ。

それと、最後の、新管理者の方の就任されたばかりでという、それは理解するところではあるんですが、前回の前管理者とのやりとりの中でも、歳入をふやすためだけにどこかできないところをやりましょうという形の安易な受け入れというのは柳泉園組合としてはできないという発言が議事録にも書いてあるんですけれども、別に安易な受け入れというのが、それはどういうこと言っているのか、私は発言の機会がそのときはなかったもの

ですから、少し今この場をかりて言わせていただいているんですけども、歳入をふやすというのは決して安易な考えではありませんし、結局市の負担になるということは市民の皆さんに直結してくる話でもありますから、そこは説明をしていって、それで最終的に皆さんの負担が一番いい形になる方向をぜひとっていただきたいなど、そういうふう思うということだけ申し述べて3番目は終わりたいと思います。だから2番目の、職員退職給与基金の件だけよろしくお願いします。

○総務課長（新井謙二） それでは、退職給与基金について御答弁させていただきます。

まず、退職給与基金につきましては先ほど申しましたように、定年退職者の予定に基づきまして計画をしているところでございますが、あと普通退職者が2名ほど出た場合のことを想定してまして、1人の方に退職金におきましては2,500万円を想定しておりますので、最低でもやはり定年退職者がいない場合におきましても5,000万円は残高として残っていないと心配がございます。積み立てに関しましては、今後ずっと4,000万円ということではなく、議員がおっしゃるとおり、そういったことも考えまして、全体的な負担金のことも考えまして、今後については検討していきたいと思っております。

○議長（野島武夫）

ほかにごございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって議案第4号、平成26年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第5号、平成26年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第4号、平成26年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、平成26年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第4号、平成26年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

これより議案第5号、平成26年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいた

します。討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、平成26年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第5号、平成26年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第11、議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同意について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同意についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、森田助役が来る3月31日限りで任期満了となりますので、柳泉園組合規約第10条の規定により、柳泉園組合助役として再度、森田 浩氏を選任いたしたく、議会の同意をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第6号、柳泉園組合助役の選任の同意については原案のとおり同意されました。

ここで、柳泉園組合助役に選任されました森田助役に御挨拶をお願いいたします。

○助役（森田 浩） 貴重な時間をいただきまして、一言御挨拶させていただきます。

ただいま柳泉園組合の助役に選任いただきました森田でございます。大変微力ではございますが、職責の重みを受けとめながら、初心に返り、引き続き柳泉園組合の適正な管理運営、また構成市との連携を図りながら、ごみ行政の発展に向け努めてまいりたいと思います。議員の皆様方、関係市の職員の方々、御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ここで、職員をして平成26年度柳泉園組合議会定例会日程予定表、議員及び特別職名簿を配付させます。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成26年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 1時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 野 島 武 夫

議 員 村 山 順次郎

議 員 大 友 かく子